

犬山市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域金融機関等からの融資を受け実施される地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業を促進し、地域における経済循環に寄与することを目的として当該事業を実施する民間事業者等に対して予算の範囲内において交付する犬山市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）について、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）及び犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、総務省要綱において使用する用語の例による。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次条第1項に規定する補助事業を実施する民間事業者等であって、市内に事業所を有し、又は設置しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納している者
- (2) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

（補助事業及び補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）

は、交付金事業であって、市長の申請に基づき総務省要綱第10条第1項の交付決定を受けたものとする。

- 2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総務省要綱第5条に定める経費（市の他の補助金の交付を受け、又は受ける見込みのある経費を除く。）であって、補助事業に係るものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額から融資額等及び補助事業を実施する民間事業者等が負担する資金の額の合計額を差し引いた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1,000万円を限度とする。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、犬山市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他の事業の完了までの日程が分かる資料
- (4) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (5) 事業の概要が分かる概略図又は構想図
- (6) 申請に係る事業の実施期間が一の年度を超える場合は、交付金申請調書
- (7) 第9条ただし書の規定により事前着手を行う場合は、交付決定前着手届出
- (8) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の場合において、申請に係る事業の経費に消費税等仕入控除税額があるときは、これを減額しなければならない。ただし、当該申請の時点において消費税等仕入控除税額が明らかでないものにあつては、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の申請（以下「交付申請」という。）があつたと

きは、当該交付申請に係る民間事業者等及びその実施する事業の内容について第17条第1項に規定する審査委員会の審査に付するものとする。

- 4 市長は、第17条第8項の報告があったときは、当該報告に基づき、速やかに総務省要綱第9条第1項の申請を大臣に行うものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、大臣から総務省要綱第10条第1項の交付決定通知があったときは、当該交付決定通知に係る補助金の交付を決定し、犬山市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第2）により交付申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、前条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額していない経費があるときは、第12条の額の確定において当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

（交付の条件）

第8条 前条第1項の場合において、市長は、同項の決定（以下「交付決定」という。）に次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業経費の区分ごとに配分された額を変更し、又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 市長からの求めに応じ、補助事業の遂行状況について、犬山市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（様式第3）により

報告をすること。

- (7) その他総務省要綱第24条の規定により市長が準すべき条件
(着手)

第9条 補助事業の着手は、交付決定後に行うものとする。ただし、当該交付決定前に着手することが緊急かつやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

(補助事業の変更等)

第10条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、総務省要綱第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ犬山市地域経済循環創造事業補助金事業計画変更・中止・廃止承認申請書（様式第4）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、犬山市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 契約書、請求書、領収書及び納品書等の写し
- (3) 写真、設計図、施設設置等位置図、雇用状況等補助事業の成果が分かるもの
- (4) 地域金融機関等からの融資決定通知等融資額を確認できる書類
- (5) 第8条第5号の帳簿の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業の実施期間が一の年度を超える場合には、当該補助事業に係る交付申請をした日の属する年度の3月31日までに、犬山市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第5）に前項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項又は前項の報告があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、第1項の報告にあつては総務省要綱第14条第1項の報告を同項に定める期日までに、前項の報告にあつては同条第2項の報告を同項に定める期日までに大臣に行うものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、大臣から総務省要綱第15条第1項の交付額確定通知があつたときは、当該交付額確定通知に係る補助金の額を確定し、犬山市地域経済循環創造事業補助金額確定通知書（様式第6）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、犬山市地域経済循環創造事業補助金精算払（概算払）請求書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（事業完了後の事業実施状況報告）

第14条 市長は、補助事業の効果を確認するため、必要な範囲内において、補助事業者に対し、当該補助事業の実施状況について報告を求めることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 交付決定の取消し及び補助金の返還については、総務省要綱第15条第3項及び第4項、第17条並びに第18条の規定の例による。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金を既に交付しているときは、犬山市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（様式第8）により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを交付規則第8条に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ犬山市地域経済循環創造事業補

助金財産処分等承認申請書（様式第9）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該補助事業者に収入があるときは、当該収入の全部又は一部に相当する額の補助金の返還を命ずることができる。

（審査委員会）

第17条 交付申請に係る総務省要綱第9条第1項の申請の可否及び当該申請の内容について審査するため、犬山市地域経済循環創造事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 経営部長及び経済環境部長
- (3) 部長級の職にある者のうちから委員長が指名する者

- 3 審査委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 4 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

- 5 副委員長は、委員長が指名する者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 6 審査委員会は、必要に応じて交付申請をした民間事業者等に説明を求めることができる。

- 7 審査委員会の会議は、非公開とする。

- 8 審査委員会は、その会議の結果について市長に報告するものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。